

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 7 日

都道府県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可 $\left[\begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$ 御中

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

落橋防止装置等の溶接不良について（情報提供）

水道行政の推進につきましては、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本件につきましては、平成27年9月11日及び12月4日付け事務連絡にて、適宜、情報提供／注意喚起しておりますが、今般、国土交通省が設置した落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会において、別添のとおり原因分析や再発防止策等に関する中間報告書が取りまとめられましたので情報提供いたします。

貴水道事業におかれましては、引き続き、落橋防止装置等が設置されている橋梁の適正な維持・管理を徹底していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の水道事業者等に対して周知いただきますようお願いいたします。

（連絡先）厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

担当：磯部、丸尾

電話：03-3595-1111（内線4010, 4030）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp